



島根県報

平成23年3月11日（金）

号外第28号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|-------------------------|-------------|---|
| 漁船損害補償加入区の一部改正 | （水 産 課） | 2 |
| 漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正 | （ " ） | 2 |

告 示**島根県告示第183号**

漁船損害補償加入区（昭和35年島根県告示第1081号）の一部を次のように改正し、平成23年3月11日から施行する。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「中海加入区 中海に面する島根県松江市、安来市及び八束郡の区域」を
「中海松江加入区 中海に面する島根県松江市の区域のうち中海八束加入区の
区域を除く区域」に改める。
中海八束加入区 松江市八束町
中海東部加入区 安来市及び八束郡東出雲町」

島根県告示第184号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成23年3月11日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成23年3月11日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成23年3月10日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成23年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の6から9までを次のように改める。

- 6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で浜田市上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町及び大金町の者が営む漁業
- 7 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で浜田市外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町及び宇津井町の者が営む漁業
- 8 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で浜田市熱田町、長浜町、周布町、日脚町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町及び井野町の者が営む漁業
- 9 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で浜田市治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町及び東平原町の者が営む漁業

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の10から23までを削る。